

告 示

埼玉県告示第千四十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年九月二十八日

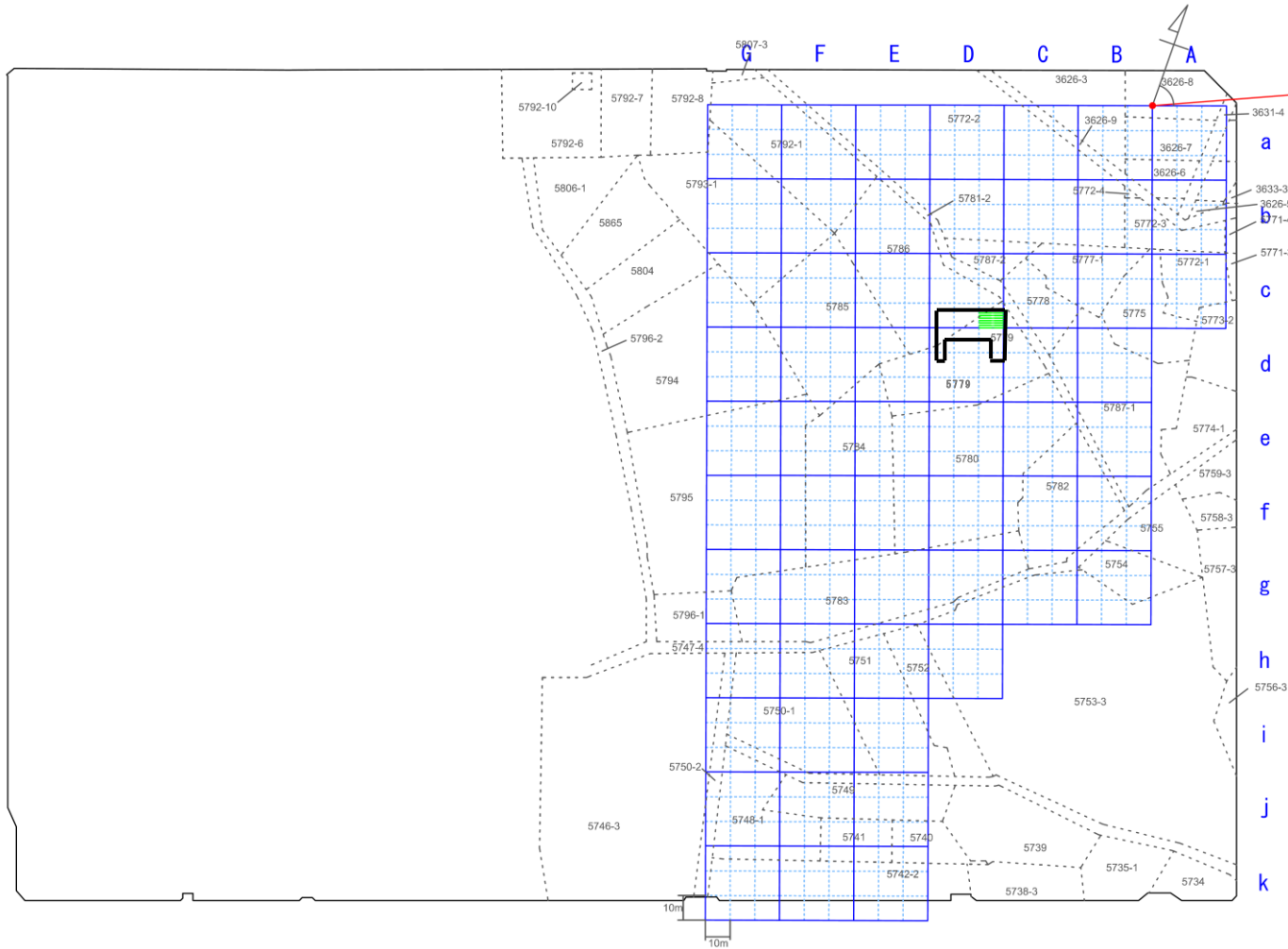
埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目五千七百七十九番の一部及び五千七百八十六番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



起点
 起点は埼玉県東松山市新町3丁目3626番8に
 位置する解体予定建物211棟の最北端とする。
 (座標位置: N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度: 70.5°

- 凡例**
- 敷地境界
 - - - 地番境界
 - 調査対象範囲(解体予定建物)

【形質変更時要届出区域】

■ 形質変更時要届出区域に指定する区画